



熊本県公報

号外 第44号
令和6年(2024年)
10月11日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 観光戦略部の改編による観光文化部の設置に伴い、経済環境常任委員会の所管に関する規定を整備することとした。(第2条関係)
- その他規定の整理を行うこととした。(第5条関係)
- この条例は、令和6年10月15日から施行することとした。

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第38号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。
第2条第3号ウ中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。
第5条第5項中「第3条(常任委員の任期)第3項」を「第3条(常任委員の任期)第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月15日から施行する。